

# 速度取締り指針

令和6年1月  
山口警察署

## 速度取締り重点路線

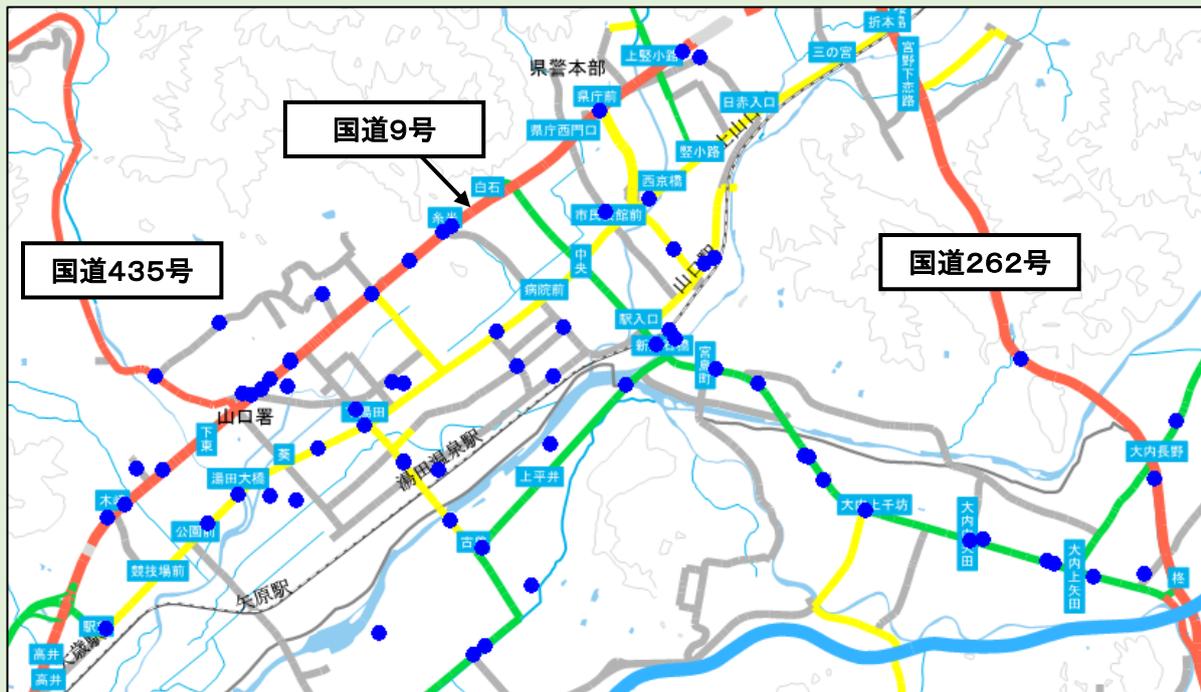
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道9号	6:00 ~ 20:00	朝田・宮野地区	60km/h
国道262号	6:00 ~ 20:00	小鯖・宮野地区	60km/h
国道435号	6:00 ~ 20:00	吉敷地区	60km/h

- 重点路線である国道は実勢速度が高く、交通事故発生時の被害軽減のため、取締りの必要があります。
- 生活道路での取締り要望もあるため、幹線道路及び市道での速度取締りを継続して強化します。

## 管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）

※ ● ~ 人身事故発生場所



- 幹線道路での速度取締りや交差点関連違反を中心に取締りを実施するも、昨年上半期よりも人身事故の発生件数が増加したことから、引き続き幹線路線での取締りを強化する必要があります。
- 管内の路線で発生した人身事故件数は、国道262号、県道山口防府線及び県道山口小郡秋穂線では減少しましたが、国道9号、国道435号及び県道宮野大歳線では増加しました。

## その他の交通指導取締り

- 幹線道路及びゾーン30区間での速度取締りを継続強化し、特に通勤・通学時間帯の速度抑制を図ります。
- 交通事故に直結するおそれの高い横断歩行者妨害や飲酒運転などの悪質危険なドライバーの取締りを強化します。
- 人身事故多発場所における交通事故を抑止するため、各種交通違反取締りを強化していきます。